

防府市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月

防 府 市

目 次

I はじめに	
1 作成の趣旨	1
2 これまでの経緯	1
3 市行動計画の位置付けと対象疾患等	2
II 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1 新型インフルエンザ等の特徴	4
2 対策の目的と基本的な戦略	4
3 発生段階の基準と対策の基本的考え方	5
4 対策実施上の留意点	7
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
6 対策推進のための役割分担	10
III 市行動計画の主要6項目	
1 実施体制	14
2 情報提供・共有	17
3 まん延防止に関する措置	18
4 予防接種	19
5 医療	20
6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置	21
IV 各段階における対策	
未発生期	22
1 実施体制	22
2 情報提供・共有	23
3 まん延防止に関する措置	23
4 予防接種	24
5 医療	25
6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置	25
海外発生期	27
1 実施体制	27
2 情報提供・共有	27
3 まん延防止に関する措置	28
4 予防接種	28
5 医療	29
6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置	29
地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）	30
1 実施体制	30
2 情報提供・共有	30

3	まん延防止に関する措置	31
4	予防接種	32
5	医療	33
6	市民生活及び市民経済の安定に関する措置	33
	地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）	35
1	実施体制	35
2	情報提供・共有	36
3	まん延防止に関する措置	36
4	予防接種	38
5	医療	38
6	市民生活及び市民経済の安定に関する措置	38
	地域感染期（国内発生早期、国内感染期）	40
1	実施体制	40
2	情報提供・共有	41
3	まん延防止に関する措置	41
4	予防接種	43
5	医療	43
6	市民生活及び市民経済の安定に関する措置	44
	小康期	46
1	実施体制	46
2	情報提供・共有	46
3	まん延防止に関する措置	47
4	予防接種	47
5	医療	47
6	市民生活及び市民経済の安定に関する措置	47
V 参考資料		
1	新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター及びコールセンター一覧表	49
2	コールセンター一覧表（市町）	50
3	感染症指定医療機関一覧表（山口県）	51
4	用語解説（五十音順）	51
5	各部署の役割一覧（防府市）	55
6	防府市新型インフルエンザ等対策本部条例	56
7	防府市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱	57

1 作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図られることとなった。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の体制を整備するとともに、その総合的な対策を講じるため、防府市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定する。

2 これまでの経緯

我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定が行われ、平成 20 年（2008 年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に新型インフルエンザ対策行動計画が改定された。

また、県においても、国に準じて、「山口県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、その後、数次にわたり見直しが行われた。

平成 21 年（2009 年）4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計された

が、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

本市においては、県が設置する防府新型インフルエンザ対策連絡協議会等、県との連携によりその対策を講じていたが、平成 22 年（2010 年）2 月に国、県の行動計画に準じ、防府市新型インフルエンザ対策行動計画を初めて策定し、その後の新型インフルエンザ対策に備えた。

なお、病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に国の新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、本市においても、国や県の行動計画の改定に準じ、平成 24 年（2012 年）1 月に防府市新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

また、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ねられ、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 市行動計画の位置付けと対象疾患等

今回策定する防府市新型インフルエンザ等対策行動計画は、特措法第 8 条に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すもので、平成 25 年 6 月に策定された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び平成 25 年 11 月に策定された山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市の行動計画に位置付けられるものである。

また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

防府市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、「感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症」及び「感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの」である。

今後は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて適宜、見直しを行う。また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時適切に改定を行う。

なお、対策を迅速かつ的確に実施するためには、各々の対策について、マニュアル等を作成しておく必要があるため、市行動計画の対策に係る「業務継続計画書」、「予防接種マニュアル」、「要配慮者支援マニュアル」等を適宜、作成する。

Ⅱ

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生時期の予測や阻止が困難である

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命及び健康並びに経済全体に大きな影響を与える

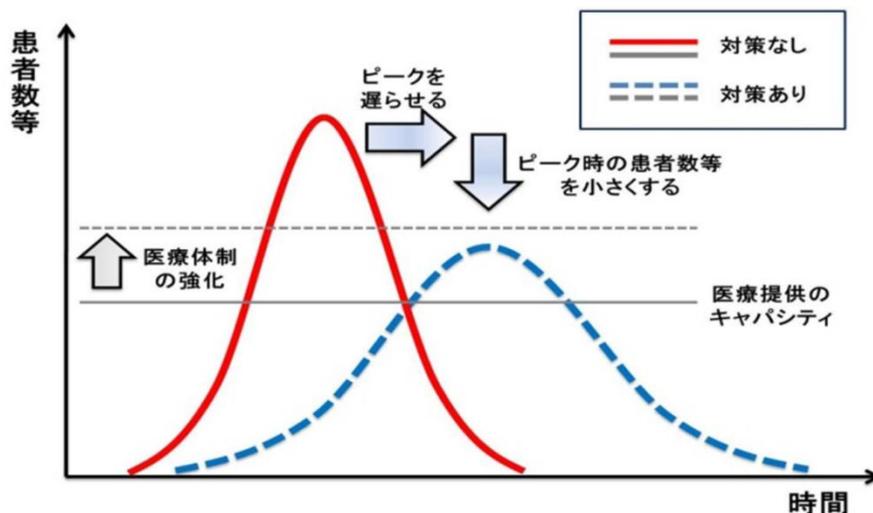
病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的と基本的な戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(対策の効果 概念図)



(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持を図る。

3 発生段階の基準と対策の基本的考え方

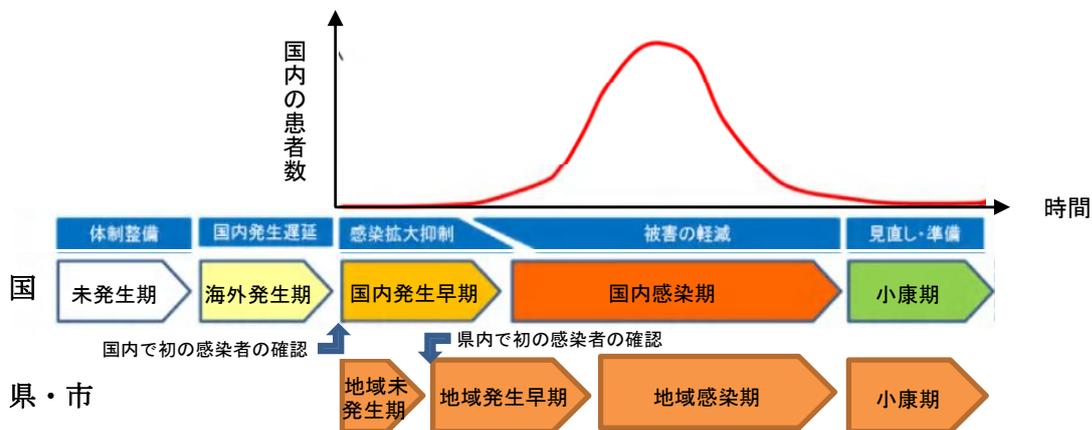
(1) 発生段階の基準

(県における発生段階の移行は、県が、必要に応じて国と協議の上で決定する)

発生段階	状 態	
	国	県・市
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

- ・ 県内の各市町での発生状況は、様々であることも予想されるが、県及び広域で連携した総合的な対策が必要であるため、市内の発生段階は設けず、県単位で判断される発生段階の移行に従い、その発生段階別の対策を実施する。

(患者数・時系列と発生段階)



(2) 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、政府行動計画及び県行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的には、**IV 各段階における対策**で記述する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性及び実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等に記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

(3) 発生段階に応じた対応

① 未発生期

抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発その他発生に備えた事前の準備を周到に行う。

② 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替えるとともに、県との連携を強化し、情報収集に努める。

③ 地域未発生期、地域発生早期

県内の発生当初の段階では、県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛の要請や施設の使用制限等に協力するとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

④ 地域感染期

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

なお、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定され、あらかじめ決め

ておいたとおりにはいかないことも考えられるため、常に社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

⑤ 小康期

県内で感染者が減少し、低い水準にとどまっている状態では、市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(4) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものである。全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

(5) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような感染症が、新感染症として発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4 対策実施上の留意点

(1) 国、県等との連携協力

国、県及び指定地方公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備える。また、発生した時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）の主導により実施される医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条）、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第

54 条)、特定物資の売渡しの要請等(特措法第 55 条)その他市民の権利と自由に制限を加える場合には、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし(特措法第 5 条)、その際には、法令の根拠があることを前提として市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(3) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

特措法第 15 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)、県対策本部、防府市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。なお、県対策本部長又は政府対策本部長から市対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、市対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録の作成・保存

市は、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、及び公表する。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染及び接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫

の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国では、政府行動計画を策定するに際して、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、市行動計画でもこれを参考とする。

(2) 本市の新型インフルエンザ流行規模（推計）

本市の新型インフルエンザ流行規模の推計

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関を受診する患者数 (上限値)	国内		山口県		防府市	
		約1,300万人～約2,500万人		約15万人～約30万人		約12,000人～約24,000人
入院患者数 (上限値)	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約480人	約1,920人
死亡者数 (上限値)	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約150人	約610人

(注)

- ・ 米国疾病予防管理センター(CDC)の推計モデルに基づき、試算された全国の患者数(政府行動計画)を住民基本台帳に基づく人口(平成26年3月31日現在)により人口割して本市の患者数を試算した。
- ・ 新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある(被害想定根拠としたアジアインフルエンザ(1956年発生)やスペインインフルエンザ(1918年発生)は新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等が開発される以前である。)
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があるため、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。（特措法第 3 条第 1 項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第 3 条第 2 項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めるものとされている（特措法第 3 条第 3 項）。

新型インフルエンザ等の発生前については、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び当該閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組が総合的に推進される。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進される。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第 3 条第 4 項）。

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な

判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

新型インフルエンザ等患者が複数の県をまたがって移動した場合や、県境部で新型インフルエンザ等患者等が発生した場合など、県のみによる対応が困難又は不適當な場合は、接触者調査や入院医療機関の確保等について、国及び近隣の県と調整を行う。

山口県立総合医療センターにおいては、感染症指定医療機関として患者等に対する医療が積極的に提供される。

健康福祉センターについては、地域における感染症対策の中核機関として、環境保健センターについては、県における技術的専門的な機関として位置づけられるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応が推進される。

山口県警察本部及び警察署においては、必要に応じて、県健康福祉部と連携し、新型インフルエンザ等の流行時、社会的な混乱を生じさせないように努めるものとされている。

（３）市の役割

市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援及び新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

消防本部においては、県又は市の要請により患者等の移送に協力する。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、

新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

- ・ 第一種・第二種感染症指定医療機関及びあらかじめ入院患者の受入れを依頼し、その協力を得た医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）においては、患者の入院・治療に対応できるよう、受入れ体制など必要な体制を整える。
- ・ 帰国者・接触者外来を行う医療機関は、患者の診断・治療に対応できるよう、受け入れなど必要な体制を整える。
- ・ 地域感染期における医療については、全ての医療機関において、診断・治療のできる体制を整える。
- ・ 県医師会及び防府医師会は、県と協力し、医療機関及び受診者への情報提供及び感染予防のための普及啓発に努める。

（５）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第 3 条第 5 項）。

（６）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時においても、当該業務を継続するよう努める（特措法第 4 条第 3 項）。

（７）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項）。

（８）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

新型インフルエンザ等患者及びその接触者に対して、その人権を十分に配慮し、偏見や差別を持たないように努め、その人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

Ⅲ

市行動計画の主要6項目

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に示された基準に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 情報提供・共有」、「3 まん延防止に関する措置」、「4 予防接種」、「5 医療」、「6 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置」の6項目に分けて計画を立案している。各項目ごとの対策の詳細については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

1 実施体制

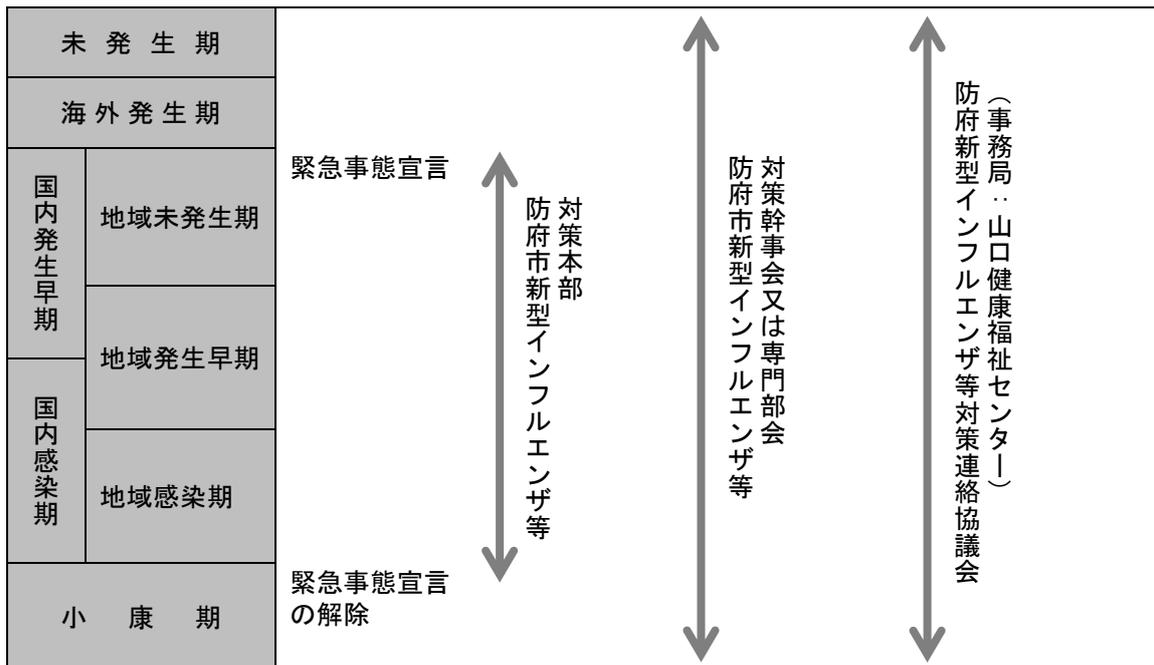
新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となって取り組む必要がある。

また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

〔発生段階に応じた体制整備〕



(1) 未発生期

必要に応じて、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」、「防府市新型インフルエンザ等対策専門部会」を開催し、新型インフルエンザ等対策全般についての調査研究や新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備・確認を行う。

(2) 海外発生期

直ちに、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を設置し、庁内全体で市民への注意喚起など初動の対策を行う。また、県が設置する「防府市新型インフルエンザ等対策連絡協議会」において、各関係機関との連携を強化し、地域内の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(3) 地域未発生期、地域発生早期、地域感染期、小康期

政府対策本部による「緊急事態宣言」がされた時は、直ちに、市対策本部（本部長：市長）を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進する。なお、政府対策本部が「緊急事態宣言」を解除した時は、市対策本部を閉鎖するが、必要に応じて、防府市新型インフルエンザ等対策幹事会等を開催し、情報収集や余波に備える。

(4) 組織体制

① 防府市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき、政府対策本部による「緊急事態宣言」がされた時は、直ちに、市対策本部を設置する。市は、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進する。

なお、「緊急事態宣言」がされていない状態であっても、緊急的な対策が必要であると判断した場合は、市対策本部を設置することもある。

防府市新型インフルエンザ等対策本部

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、総合政策部長、生活環境部長、健康福祉部長 産業振興部長、土木都市建設部長、議会事務局長 消防長、教育部長、上下水道局長
事務局	健康福祉部健康増進課、総務部防災危機管理課

② 防府市新型インフルエンザ等対策幹事会

海外発生期における情報収集や啓発活動など、市対策本部が設置されるまでの初動対応や対策本部が推進する対策を迅速に行わせるため、必要に応じて設置する。

防府市新型インフルエンザ等対策幹事会

会 長	健康福祉部長
副 会 長	健康福祉部次長、総務部次長
構 成 員	総合政策部次長、生活環境部次長 産業振興部次長 土木都市建設部次長、入札検査室長、会計管理者 議会事務局次長、監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 消防本部次長、教育部次長、上下水道局次長
事 務 局	健康福祉部健康増進課、総務部防災危機管理課

構成員について、2人以上の部次長が置かれている部にあつては、幹事会の会長が指名する者

③ 防府市新型インフルエンザ等対策専門部会

新型インフルエンザ等対策全般について調査及び研究を行うため、必要に応じて設置する。

防府市新型インフルエンザ等対策専門部会

会 長	健康福祉部次長
副 会 長	必要に応じて会長が指名
構 成 員	各部又は部署から推薦のあつた者
事 務 局	健康福祉部健康増進課、総務部防災危機管理課

④ 防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会

関係機関が連携を密にし、情報交換や情報提供を行い、防府地域における感染を可能な限り抑制するとともに、必要な医療が受けられるよう医療体制の充実を図る。

防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会

会 長	山口健康福祉センター所長
関係機関	防府医師会、防府歯科医師会、防府薬剤師会 山口県看護協会防府支部、防府市消防本部 防府警察署、防府市教育委員会（学校教育課） 防府市健康増進課、防府市防災危機管理課 山口県立総合医療センター
必要に応じて出席要請される機関	広島検疫所徳山下松・岩国出張所 徳山海上保安部三田尻中関分室、防府港務所 門司税関徳山税関支署防府出張所 広島入国管理局周南出張所 防府市自治会連合会、防府商工会議所
事 務 局	山口健康福祉センター地域保健課

2 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階及び分野において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者等情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供を行うため、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を県と連携して、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

なお、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、特に児童、生徒等に対しては、関係部局等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由及び対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護及び公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

具体的には、市から直接市民へ情報提供を行う手段として、市広報への掲載、自治会の回覧、防府市メールサービス、防災ラジオ、防災行政無線、市ホームページ、ケーブルテレビ12chテロップ、広報車等を活用する。

② 市民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や市の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイトを開設するとともに、一般的な問合せに対応できるコールセンターや相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

（５）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制が必要である。

市では、情報の集約及び発信の管理・監督部署を健康福祉部健康増進課とし、市対策本部、幹事会、専門部会等と連絡を密にし、情報を共有する。

なお、情報の発信に当たっては、十分な精査が必要であるが、迅速な発信ができるよう努める。また、必要に応じて、情報提供の内容について県等の関係機関と調整を行う。

3 まん延防止に関する措置

（１）まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人レベルでの感染対策をはじめ地域対策、職場対策、予防接種等の複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定及び実施している対策の縮小・中止を行う。

（２）主なまん延防止対策

個人レベルでの感染対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策及び職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人レベルでの感染対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実践する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛の要請や施設の使用制限の要請等（特措法第45条第1項、第2項、第3項）

を行った場合には、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

4 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、大流行になる前に製造され備蓄される「プレパンデミックワクチン」と実際に猛威を振るっているウイルスを採取して製造される「パンデミックワクチン」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

① 特定接種とは

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

② 対象者

特定接種の対象となり得る者は以下のとおりである。

- 1 登録事業者のうち、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 2 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- 3 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

③ 接種順位

特定接種を実施するに当たっての接種順位の基本的な考え方については、政府行動計画に示されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特徴、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

④ 接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行

えるよう未発生期から接種体制を構築する。

(3) 住民接種

① 住民接種とは

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がされている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（**臨時の予防接種**）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（**新臨時接種**）に基づく接種を行う。

② 接種順位

接種順位の基本的考え方については、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

③ 接種体制

住民接種については、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を行うこととなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることへもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

市は、各発生段階における医療体制の整備や対策等について、県等からの要請に応じて適宜協力する。

(2) 発生前における医療体制の整備

山口健康福祉センターを中心として、防府医師会、防府薬剤師会、中核的医療機関を含む医療機関、市、消防等の関係者からなる防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(3) 在宅療養者への支援

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えられる。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保が図られる。その際、市は、県と連携して関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援を行う。

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめることができるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県と連携して働きかける。

また、要配慮者に対しては、政府ガイドラインに従って、新型インフルエンザ等に関する情報提供や生活支援を行う。

IV

各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国・県との連携の下に発生の早期確認に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国・県と連携を図るなど、継続的な情報収集を行う。

1 実施体制

(1) 市行動計画等の改定

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は各課の業務継続計画の策定を行い、必要に応じて見直す。(全課)
- ・ 市は、県の要請に応じ、又は県に支援を要請するなど、市行動計画を必要に応じて適宜見直す(特措法第8条)。(健康増進課)
- ・ 市は、行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。(健康増進課)

(2) 体制整備と連携の強化

- ・ 市は、県や他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康増進課、防災危機

管理課)

- ・ 市は、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部署等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。(健康増進課、防災危機管理課、他全課)
- ・ 市は、必要に応じて、警察及び消防機関との連携体制を整備する。(健康増進課、防災危機管理課、消防本部)

2 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報、市ホームページ等を利用し、市民に分かりやすい情報提供を行う。
(健康増進課)
- ・ 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルでの感染対策の普及を図る。(健康増進課、防災危機管理課)

(2) 体制整備

- ・ 市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報入手することに努める。また、関係部署間の情報共有体制を整備する。(健康増進課、防災危機管理課)
- ・ 市は、発生前から、国、県及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。(健康増進課、防災危機管理課)
- ・ 市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、山口健康福祉センターと連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(健康増進課、防災危機管理課)

(3) コールセンター等の設置の準備

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター及び相談窓口を設置する準備を進める。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 個人における感染対策の普及

- ・ 市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控え、及びマスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策につ

いて理解促進を図る。(健康増進課)

- ・ 市は、県と協力して新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛の要請等の感染対策についての理解促進を図る。(全課)

(2) 地域対策・職場対策の周知準備

- ・ 市は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について、周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について、県に協力して周知を図るための準備を行う。(全課)

(3) 衛生資器材の整備

- ・ 市は、新型インフルエンザ等の未発生期に、防疫対策として必要となる資材(マスク、手袋、消毒液、防護服等)を備蓄する。また、在庫及び品質を定期的に点検し、恒常的に万全な状態に保つ。(健康増進課)

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・ 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について必要に応じて協力する。(健康増進課)
- ・ 市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、庁内の接種体制を構築する。(健康増進課)

(2) 住民接種

住民接種の対象者は、原則として市内に居住する者(在留外国人を含む。)を対象とするが、市内の医療機関に勤務する医療従事者、入院中の患者等も考えられる。

- ・ 住民接種は、市が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、医師会等の関係機関との連携を強化し、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。(健康増進課)
- ・ 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣市町間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町においても接種ができるよう広域的な体制整備にも努める。
(健康増進課)
- ・ 市は、地域別の接種会場の選定、来場者数の予想、市民への周知方法、受付方法等、具体的な実施方法について計画しておく。(健康増進課)

(3) 情報提供

- ・ 市は、県と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割及び供

給体制、接種体制、接種対象者及び接種順位の在り方等の基本的な情報について積極的に情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(健康増進課)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

- ・ 市は、山口健康福祉センターが開催する「防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会」に出席し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。(健康増進課)

(2) 地域感染期に備えた医療の確保

- ・ 県は、県内感染期に備えた医療の確保に関しての対策を行う。市は、県からの要請に応じ、適宜協力する。(健康増進課)

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

(1) 業務計画等の作成

- ・ 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。市は、県の取組に適宜協力する。(健康増進課)

(2) 物資供給の要請等

- ・ 県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。市は、県の取組に適宜協力する。(健康増進課)

(3) 要配慮者への生活支援

- ・ 市は、地域感染期における高齢者、障害者等の生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)
- ・ 市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯(高齢者世帯、障害者世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

(4) 火葬能力等の把握

- ・ 市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討をする際に連携する。県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。(生活環境部)

(5) 物資及び資材の備蓄等

- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄等を行い、並びに施設や設備を整備する。(健康増進課)

海外発生期

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生への遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国、県等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。
- 4) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等並びに県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

- ・ 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を設置し、情報の集約・共有・分析、市民への情報提供等、初動体制の確認を行う。(全課)
- ・ 市は、山口健康福祉センターが開催する「防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会」へ参加し、情報の収集を行うとともに、県及び関係機関と連携した初動対策を確認し、及び実施する。(健康増進課、防災危機管理課、学校教育課、消防本部)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・ 市は、県と連携して、市民に対し、海外での発生状況、現在の対策と今後県内で発生した場合に必要な対策等について、市広報、自治会の回覧、市ホームページその他複数の媒体・機関を活用して情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。

なお、外国人や視覚障害者等の情報弱者に対しても受取手に応じた手段を講じる。

(健康増進課、防災危機管理課、その他関係課)

(2) 情報共有

- ・ 国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康増進課)
- ・ 「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を設置する。また、庁内で情報を共有し、各部署からの情報発信は統一した内容にする。(全課)

(3) コールセンター等の設置

- ・ 市民からの一般的な問合せに対し、適切な情報提供ができるようコールセンター及び相談窓口を設置する。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

- ・ 市民へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(全課)

(2) 水際対策

- ・ 国は、入国者に対する検疫を強化し、県は、国の対策に協力するとともに、発生国から来航する航空機・船舶について、検疫法に基づき対処するなど、水際対策が行われる。市は、県から要請があった場合、適宜協力する。(健康増進課)

4 予防接種

(1) 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。

なお、その際、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠並びにその対象及び順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用が定められる。

- ・ 市は、国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に特定接種を行うときは、労務、施設の確保その他の必要な協力を行う。(特措法第 28 条) (健康増進課)
- ・ 市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

(2) 住民接種

- ・ 市は、国及び県と連携して特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種の準備を開始する。(健康増進課)
- ・ 市は、国から要請があったときは、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康増進課)

(3) モニタリング

- ・ 市は、国又は県からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。(健康増進課)

5 医療

- ・ 市は、国、県からの情報を積極的に収集するとともに、国、県からの要請に応じ、その対策に適宜協力する。(健康増進課)

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置**(1) 要配慮者対策**

- ・ 海外で新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者及び協力者へ連絡する。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)
- ・ 市は、要配慮者及び協力者に対し、基本的な感染予防対策を実践するよう呼びかけるとともに、感染が疑われる場合における緊急連絡先等の確認をしておくよう周知する。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

(2) 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、県から要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(生活環境部)
- ・ 市は、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、県の協力を得て、流行が予想される季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。(生活環境部)

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で新型インフルエンザ等は発生していないが、国内のいずれかの県で新型インフルエンザ等が発生した状態
<p>目的：</p> <p>市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、対策についての確かな情報提供を行い、感染対策を徹底する。 2) 国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。 3) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の決定

- ・ 政府対策本部が、国内発生早期に入ったと宣言した場合で、その発生場所が近隣の県や地域であるなど、緊急的な対策の必要があると判断した場合は、「緊急事態宣言」がされていない状態であっても、市は、市対策本部（本部長：市長）を設置し、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、市行動計画に基づいた対策を行う。（全課）
- ・ 市は、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を適宜開催する。（全課）
- ・ 市は、山口健康福祉センターが適宜開催する「防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会」へ参加し、広域的な連携を図る。（健康増進課、防災危機管理課、学校教育課、消防本部）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、政府対策本部による「緊急事態宣言」がされたときは、速やかに市対策本部（本部長：市長）を設置する（特措法第34条）。（全課）

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・ 市は、県と連携して、市民に対して国内での発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、県内で今後実施される対策に係る情報について情報提供を行う。（健康増進課、防災危機管理課、その他関係課）

(2) 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報

共有を行う。(健康増進課)

(3) コールセンターの充実・強化

- ・ 市は、国から配布されるQ&Aのほか、コールセンターに寄せられる問合せや、県及び関係機関からの情報の内容も踏まえ、コールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

- ・ 市民へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(全課)
- ・ 市は、県と連携し、事業者に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康増進課)
- ・ 市は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康増進課)
- ・ 市は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康増進課、学校教育課、子育て支援課)
- ・ 市は、県と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課)

(2) 水際対策

- ・ 県では、検疫所から通報があった濃厚接触者及び発生国からの入国者については、健康監視が実施される。また、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要な警戒活動等が行われる。市は、県から要請を受け、その対策に適宜協力する。(健康増進課)

(3) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされたときは、県において、県行動計画に基づき次の対策が行われる。市は、県からの要請を受け、その対策に適宜協力する。(健康増進課、その他関係課)

【県行動計画（抜粋）】

（緊急事態宣言がされている場合の措置）

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

①外出制限等

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

②施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

③施設の使用制限（学校、保育所等以外）

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は、基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

4 予防接種

(1) 特定接種

- ・ 市は、国及び県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康増進課）

(2) 住民接種

- ・ 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を開始する。（健康増進課）

- ・ パンデミックワクチンは、全市民分が製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。(健康増進課)
- ・ 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校、公民館等公的な施設の利用又は医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康増進課)

(3) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・ 市は、市民に対する予防接種について、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定による市民に対する臨時の予防接種を進める。(健康増進課)

5 医療

- ・ 市は、国及び県からの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その対策に適宜協力する。(健康増進課)

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

(1) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、県と連携して、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(健康増進課、その他関係課)

(2) 要配慮者対策

- ・ 市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)
- ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

(3) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水

を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(上下水道局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集の窓口の充実を図る。(健康増進課、その他関係課)

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府対策本部が行う緊急事態宣言により、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 地域感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の決定

- ・ 県内において、新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市は、速やかに市対策本部（本部長：市長）を設置し、国が決定した基本的方針を踏まえ、対策を決定し、市行動計画に基づき、その対策を総合的に推進する。（全課）
- ・ 市は、県と連携し、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。（健康増進課、防災危機管理課、その他関係課）
- ・ 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、市は、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。（健康増進課、防災危機管理課、その他関係課）
- ・ 市は、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を適宜開催する。（全課）
- ・ 市は、山口健康福祉センターが適宜開催する「防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会」へ参加し、広域的な対策を推進する。（健康増進課、防災危機管理課、学校教育課、消防本部）

(2) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・ 市は、政府対策本部による「緊急事態宣言」がされたときは、速やかに市対策本部を設置する。（特措法第34条）（全課）
- ・ 国が決定した基本的対処方針に従い、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な

対策を実施する。(健康増進課、防災危機管理課、その他関係課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- 市は、県と連携して、市民に対して国内での発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、県内で今後実施される対策に係る情報について情報提供を行う。(健康増進課、防災危機管理課)

(2) 情報共有

- 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康増進課)

(3) コールセンターの充実・強化

- 市は、県と連携して、コールセンターに寄せられる問合せや国及び関係機関からの情報も踏まえ、コールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)

(4) 情報提供の方法

- 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、国及び県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の強化

- 市民へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(全課)
- 市は、県と連携し、事業者に対し、職場における感染予防対策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康増進課)
- 市は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。(健康増進課)
- 市は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(健康増進課、学校教育課、子育て支援課)
- 市は、県と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請

する。(健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課)

(2) 水際対策

- ・ 県では、検疫所から通報があった濃厚接触者及び発生国からの入国者については、健康監視が実施される。また、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要な警戒活動等が行われる。市は、県から要請を受け、その取組に適宜協力する。(健康増進課)

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされたときは、県において、次の対策が行われる。市は、県からの要請を受け、その取組に適宜協力する。(健康増進課、その他関係課)

【県行動計画（抜粋）】

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

①外出制限等

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

②施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

③施設の使用制限（学校、保育所等以外）

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は、基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

4 予防接種

(1) 特定接種

- 市は、国及び県と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市の職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

(2) 住民接種

- 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を継続する。(健康増進課)
- パンデミックワクチンは、全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、市は、県の指示を受けて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。(健康増進課)
- 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校、公民館等公的な施設の利用、又は医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康増進課)

(3) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- 市は、地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定による市民に対する臨時の予防接種を進める。(健康増進課)

5 医療

- 市は、国及び県からの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その対策に適宜協力する。(健康増進課)

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

(1) 市民・事業者への呼びかけ

- 市は、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、県と連携して、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(健康増進課、その他関係課)

(2) 要配慮者対策

- 市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、引き続き、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

- ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、引き続き、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課）

（３）遺体の火葬・安置

- ・ 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、県内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。（健康増進課）

- ・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（生活環境部）

（４）**緊急事態宣言**がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため、引き続き必要な措置を講ずる。（上下水道局）

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、引き続き、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集の窓口の充実を図る。（健康増進課、その他関係課）

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）
県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

- ・ 市対策本部（本部長：市長）を適宜開催し、国が決定した基本的対処方針又は当該方針の変更を踏まえ、対策を決定し、市行動計画に基づき、その対策を総合的に推進する。（全課）
- ・ 市は、県と連携し、国が決定した基本的対処方針又は当該方針の変更を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。（健康増進課、防災危機管理課、その他関係課）
- ・ 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。（健康増進課、防災危機管理課、その他関係課）
- ・ 「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」を適宜開催する。（全課）
- ・ 市は、山口健康福祉センターが適宜開催する「防府新型インフルエンザ等対策連絡協議会」へ参加し、広域的な対策を推進する。（健康増進課、防災危機管理課、教育委員会、消防本部）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、政府対策本部により「緊急事態宣言」がされたときは、速やかに市対策本部を設置する。(特措法第34条)(全課)
- ・ 国が決定した基本的対処方針又は当該方針の変更に従い、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。(健康増進課、防災危機管理課、その他関係課)
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。(健康増進課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・ 市は、県と連携して、市民に対して国内での発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、県内で今後実施される対策に係る情報について情報提供を行う。(健康増進課、防災危機管理課)

(2) 情報共有

- ・ 市は、国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康増進課)

(3) コールセンターの継続

- ・ 市は、県と連携して、コールセンター等に寄せられる問合せや国及び関係機関からの情報も踏まえ、コールセンターを継続する。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染拡大防止

- ・ 市民へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう強く促す。(全課)
- ・ 市は、県と連携し、事業者に対し、職場における感染予防対策の徹底を強く要請するとともに当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(健康増進課)
- ・ 市は、県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう強く要請する。(健康増進課)
- ・ 市は、県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に

要請する。(健康増進課、学校教育課、子育て支援課)

- ・ 市は、県と連携し、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課)

(2) 水際対策

- ・ 県では、検疫所から通報があった濃厚接触者及び発生国からの入国者については、健康監視が実施される。また、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要な警戒活動等が行われる。市は、県から要請を受け、その取組に適宜協力する。(健康増進課)

(3) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされたときは、県において、次の対策が行われる。市は、県からの要請を受け、その取組に適宜協力する。(健康増進課、その他関係課)

【県行動計画（抜粋）】

(緊急事態宣言がされている場合の措置)

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。

①外出制限等

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

②施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用期限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。
- ・ 要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

③施設の使用制限（学校、保育所等以外）

- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設で、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は、基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。
- ・ 県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

4 予防接種

(1) 住民接種

- ・ 市は、国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等への発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を継続して行う。(健康増進課)
- ・ パンデミックワクチンは、全市民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、市は、県の指示を受けて、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。(健康増進課)
- ・ 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、学校、公民館等公的な施設の利用、又は医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康増進課)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する市民に対する臨時の予防接種を進める。(健康増進課)

(3) 住民接種の広報・相談

- ・ 市は、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行う。(健康増進課)
- ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には混乱が生じるような状況が想定されるため、市が行う接種勧奨についての広報等は慎重に行う。(健康増進課)

5 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援等

- ・ 市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(健康増進課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 緊急事態宣言がされたときは、県において、次の対策が行われる。市は、県からの要請を受け、その取組に適宜協力する。(健康増進課、その他関係課)

【県行動計画（抜粋）】

（緊急事態宣言がされている場合の措置）

非常事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが、在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し（特措法第48条第1項及び第2項）、医療を提供する。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

（1）市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、引き続き、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、県と連携して、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（健康増進課、その他関係課）

（2）要配慮者対策

- ・ 市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、引き続き、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。（高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課）
- ・ 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び県と連携し、引き続き、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課）

（3）遺体の火葬・安置

- ・ 市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（生活環境部）
- ・ 市は、県が遺体の搬送作業及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。（健康増進課）
- ・ 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町及び近隣県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火

葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(生活環境部)

- ・ 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(生活環境部)
- ・ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(生活環境部)

(4) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するため、引き続き必要な措置を講ずる。(上下水道局)

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、引き続き、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集の窓口の充実を図る。(健康増進課、その他関係課)
- ・ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国及び県と連携して、市行動計画に定めるところにより、適切な措置を講ずる。(健康増進課、その他関係課)

③ 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、国から県を通じ行われる、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。(生活環境部)
- ・ 市は、国から県を通じ行われる、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。(生活環境部)

④ 要配慮者対策

- ・ 市は、国から在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

小康期

- ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

目的：

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

- ・ 市は、国が基本的対処方針を変更した場合は、県と連携し、その方針に基づき対策を協議し、及び実施する。(健康増進課、その他関係課)
- ・ 市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部(本部長：市長)を廃止し、「防府市新型インフルエンザ等対策幹事会」に移行する。(全課)

(2) 対策の評価・見直し

- ・ 市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し並びに県による行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行う。(健康増進課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・ 市は、県と連携して、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性などについて情報提供する。(健康増進課、防災危機管理課)
- ・ 市民からコールセンターや相談窓口等に寄せられた問合せや情報をとりまとめて分析し、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。(健康増進課、防災危機管理課)

(2) 情報共有

- ・ 市は、県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国及び県の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。(健康増進課)

(3) コールセンター等の縮小

- ・ 市は、国及び県の方針に従い、状況を見ながら、コールセンター及び相談窓口の体制を縮小する。(健康増進課)

3 まん延防止に関する措置

- ・ 市は、第二波に備え、市民へ、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を継続して促す。(全課)
- ・ 市は、県と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知する。(健康増進課)

4 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・ 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康増進課)

(2) **緊急事態宣言**がされている場合の措置

- ・ 地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する市民に対する臨時の予防接種を進める。(健康増進課)

5 医療

- ・ 市は、国及び県から、情報を積極的に収集するとともに、国及び県の要請に応じその取組に適宜協力する。(健康増進課)

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 国及び県が地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する際、市は、国及び県の要請に協力する。(健康増進課)

6 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

(1) 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、県と連携して、事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(健康増進課、その他関係課)

(2) 要配慮者対策

- ・ 市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、引き続き、住民に対する食料品、生活必需品等の確保、配

分・配布等を行う。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

- ・ 市は、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。(高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課)

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 市は、県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(健康増進課)
- ・ 市は、国の方針に従い、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(健康増進課、その他関係課)

1 新型インフルエンザ帰国者・接触者相談センター及びコールセンター一覧表

相 談 窓 口	所 在 地	電話番号 F A X	Eメール
岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827-29-1521 0827-29-1594	a13214@pref. yamaguchi.lg.jp
柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3631 0820-22-7286	a13216@pref. yamaguchi.lg.jp
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	0834-33-6423 0834-33-6510	a13217@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (山口環境保健所)	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	083-934-2533 083-934-2527	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
山口健康福祉センター (防府支所)	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835-22-3740 0835-22-0962	a13219@pref. yamaguchi.lg.jp
宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	0836-31-3200 0836-34-4121	a13220@pref. yamaguchi.lg.jp
長門健康福祉センター (長門環境保健所)	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	a13225@pref. yamaguchi.lg.jp
萩健康福祉センター (萩環境保健所)	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1	0838-25-2663 0838-26-0691	a13226@pref. yamaguchi.lg.jp
下関市立下関保健所	〒750-0006 下関市南部町1-6	コールセンター設置時に 電話番号を設定 FAX:083-231-1376	hkhokeny@city. shimonoseki. yamaguchi.jp
山口県健康福祉部 健康増進課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2956 083-933-2969	a15200@pref. yamaguchi.lg.jp

2 コールセンター一覧表（市町）

相 談 窓 口	所 在 地	電話番号 F A X
岩国市 (岩国市保健センター)	〒740-0021 岩国市室の木町3丁目1-11	0827-24-3751 0827-22-8588
和木町 (保健相談センター)	〒740-0061 和木町和木2-15-1	0827-52-7290 0827-53-3441
柳井市 (柳井市保健センター)	〒742-0031 柳井市南町6丁目12-1	0820-23-1190 0820-23-3723
周防大島町 (健康増進課)	〒742-2806 周防大島町西安下庄3920-21	0820-77-5504 0820-77-5111
上関町 (高齢者保健福祉センター)	〒742-1402 上関町大字長島1561-1	0820-65-5113 0820-65-5115
田布施町 (田布施町保健センター)	〒742-1511 田布施町下田布施2210-1	0820-52-4999 0820-52-4988
平生町 (平生町保健センター)	〒742-1102 平生町平生村178	0820-56-7141 0820-56-0200
光市 (健康増進課)	〒743-0011 光市光井2丁目2-1	0833-74-3007 0833-74-3072
下松市 (下松市保健センター)	〒744-0025 下松市中央町21-1	0833-41-1234 0833-44-2304
周南市 (徳山保健センター)	〒745-0005 周南市児玉町1-1	0834-22-8553 0834-22-8555
防府市 (防府市保健センター)	〒747-0805 防府市鞠生町12-1	0835-24-2161 0835-25-4963
山口市 (山口市保健センター)	〒753-0079 山口市糸米2丁目6-6	083-921-2666 083-925-2214
宇部市 (宇部市保健センター)	〒755-0033 宇部市琴芝町2丁目1-10	0836-31-1777 0836-35-6533
美祢市 (美祢市保健センター)	〒759-2212 美祢市大嶺町東分345-1	0837-53-0304 0837-53-1099
山陽小野田市 (健康増進課)	〒757-8634 山陽小野田市大字鴨庄94	0836-71-1814 0836-71-0673
長門市 (長門市保健センター)	〒759-4192 長門市東深川1326-6	0837-23-1132 0837-23-1168
萩市 (萩市保健センター)	〒758-0074 萩市大字平安古町209-1	0838-26-0500 0838-26-2378
阿武町 (民生課)	〒759-3622 阿武町大字奈古2636	08388-2-3113 08388-2-2090

3 感染症指定医療機関一覧表（山口県）

（1）第一種感染症指定医療機関

管轄医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
山口県全域	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	2床

（2）第二種感染症指定医療機関

地区	管轄二次医療圏	指定医療機関名	感染症病床数
県東部	岩 国 柳 井 周 南	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	12床
県中部	山口・防府 宇部・小野田	地方独立行政法人山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	12床
県西部	下 関	地方独立行政法人下関市立市民病院	6床
北浦	長 門 萩	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	8床
合 計		4 か 所	38床

4 用語解説（五十音順）

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症

及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ **帰国者・接触者外来**

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ **帰国者・接触者相談センター**

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ **業務計画**

指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関して作成する計画。

○ **業務継続計画（BCP）**

特定接種の登録事業者は、当該「業務を継続的に実施するよう努めなければならない」という責務（特措法第4条第3項）を負うことから、新型インフルエンザ等発生時から終息までの間、継続し得る計画を作成する。

○ **緊急事態宣言**

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときに、政府対策本部により公示される。

○ **抗インフルエンザウイルス薬**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ **コールセンター**

新型インフルエンザ等発生時に、県民からの一般的な相談に応じ、適切な情報提供を行うため、県や市町に設置するもの。

○ **指定公共機関**

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、国が政令で定めるもの。

○ **指定地方公共機関**

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定地方公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

○ **死亡率（Mortality Rate）**

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ **住民接種**

特措法第46条に基づき、市町村を実施主体として住民に対して実施される予防接種。

○ **新型インフルエンザ**

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度と

して用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

5 各部署の役割一覧（防府市）

（◎＝主担当、○＝担当・関連）

発生段階	行動計画の主要7項目	健康福祉部	総務部	総合政策部	生活環境部	産業振興部	土木都市建設部	教育委員会	上下水道局	消防本部	本文ページ
未発生期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	22
	情報提供	◎	○								23
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	23
	予防接種	◎									24
	医療	◎									25
	生活・経済	◎			○						25
海外発生期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	情報提供	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	27
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	28
	予防接種	◎									28
	医療	◎									29
	生活・経済	◎			○						29
地域未発生期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	30
	情報提供	◎	○								30
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	31
	予防接種	◎									32
	医療	◎									33
	生活・経済	◎	○		○	○			○		33
地域発生早期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	35
	情報提供	◎	○								36
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	36
	予防接種	◎									38
	医療	◎									38
	生活・経済	◎	○		○	○			○		38
地域感染期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	40
	情報提供	◎	○								41
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	41
	予防接種	◎									43
	医療	◎									43
	生活・経済	◎	○		○	○			○		44
小康期	実施体制	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	46
	情報提供	◎	○								46
	まん延防止	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	47
	予防接種	◎									47
	医療	◎									47
	生活・経済	◎	○		○	○					47

6 防府市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年防府市条例第2号）

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、防府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（第4項において「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成25年4月13日）から施行する。

防府市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱

平成25年4月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び防府市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年防府市条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び組織)

第2条 法第35条の第2項第3号及び第4号に規定する本部員は、次のとおりとする。

(1) 第2項第3号の本部員は、消防長とする。

(2) 第2項第4号の本部員は、別表第1に掲げる職にある者とする。

2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(会議及び職務)

第3条 条例第3条による対策本部の会議を招集したときは、本部長がその議長となる。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定した順に従い、副本部長がその職務を代理する。

(部の設置)

第4条 対策本部に次に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 総合政策部

(3) 生活環境部

(4) 健康福祉部

(5) 産業振興部

(6) 土木都市建設部

(7) 消防本部

(8) 教育委員会

(9) 上下水道局

(幹事会及び専門部会の設置)

第5条 市が行う新型インフルエンザ等対策に関して、庁内における連絡を密にし、必要な対策を迅速に行わせるため、防府市新型インフルエンザ等対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置くとともに、新型インフルエンザ等対策全般について調査研究するため、防府市新型インフルエンザ等対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(幹事会)

第6条 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会の会長は健康福祉部長とし、副会長は健康福祉部次長及び総務部次長とする。

3 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

4 会長が必要と認めるときは、幹事会以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会の会長は健康福祉部次長とし、そのほか各部から推薦のあった者をもって組織する。

2 会長は、必要に応じて副会長を指名し、置くことができる。

3 専門部会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第8条 対策本部、幹事会及び専門部会の事務局は、総務部防災危機管理課及び健康福祉部健康増進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部、幹事会及び専門部会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

2 この要綱の制定に伴い、防府市新型インフルエンザ危機管理対策本部設置要綱（平成21年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総務部長 総合政策部長 生活環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 土木都市建設部長 議会事務局長 消防長 教育部長 上下水道局長
--

別表第2（第6条関係）

健康福祉部長 健康福祉部次長 総務部次長 総合政策部次長 生活環境部次長 産業振興部次長 土木都市建設部次長 入札検査室長 会計管理者 議会事務局長次長 監査委員事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 消防本部次長 教育部次長 上下水道局次長
--

2人以上の部次長が置かれている部にあつては、幹事会の会長が指名する者とする。

防府市新型インフルエンザ等対策行動計画

作成 平成27年4月

編集 防府市健康福祉部健康増進課
防府市鞠生町12番1号
TEL(0835)24-2161